

準則計算推移表

会社工場名	株式会社 工場立地センター			戸田 工場	
設置場所	埼玉県戸田市〇〇1-1-1			工業団地特例(工場立地法の準則第5条)の適用の有無	
	TEL 048 (000) 0000	(団地名)		団地特例	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>
担当者	企業の担当者を記載		代表業種名	電気機械器具製造業	
細分類番号	2911				
Poi			%なので、計算式に代入する場合は、1/100を掛ける。		
γ_i	65		総務省統計局の「日本標準産業分類」で業種名を確認する。		
α_i	1.4				
昭和49年6月28日現在の状況	増加可能生産施設面積	(計算式) $P \leq \gamma (S - P0 / \gamma \alpha) - P1$		G0	m ²
	m ²			E0	m ²

整理番号	業種	生産施設面積		当該G設置	G1	当該E設置	E1	備考
		当該変更面積	変更后面積	(G0)	(次回G0)	(E0)	(次回E0)	
24埼第123号	2911	$\Delta 2,200$ +8,700	13,000	$\Delta 4,250$ +1,300	28,550	$\Delta 4,250$ +1,800	32,050	
24.4.1								
124,500m ²								

【(1)番目に計算】

前回の面積=6,500m²
 今回(変更後)の面積=6,500-2,200+8,700
 =13,000m²

今回の変更で増減する面積

【(2)番目に計算】

G1: 今回の変更後に設置されている緑地の面積
 前回の面積=31,500m²
 今回(変更後)の面積=31,500-4,250+1,300
 =28,550m²

備考

- Go...昭和49年6月28日現在の緑地面積。
- Eo...昭和49年6月28日現在の環境施設面積(緑地面積を含む。)
- 当該G(E)設置...当該変更に伴い設置される緑地(環境施設)の面積。
- (Go){(Eo)}...当該生産施設の面積の変更に伴い設置される緑地面積(環境施設)のうち当該生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地(環境施設)の面積を超える面積。

(G0): 今回の変更で準則値 $\{P / \gamma (0.2 - G0 / S)\}$ を超えて設置された緑地面積

- G1(E1)...当該変更後に設置されている緑地(環境施設)の面積の合計。
- (次回Go){(次回Eo)}...当該変更後に設置されている緑地(環境施設)[当該届出前に届けられた緑地(環境施設)の面積の変更に係るものを含む]の面積の合計のうち昭和49年6月29日以後の当該変更を含む生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地(環境施設)の面積の合計を超える面積。

(次回Go): 「前回の(次回Go)の緑地面積」-「今回の変更で減らした面積」+「(G0): 今回の変更で準則値 $\{P / \gamma (0.2 - G0 / S)\}$ を超えて設置された緑地面積」

- 備考...期間短縮について記入。